大阪広域水道企業団職員等表彰規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年５月31日

大阪広域水道企業団
企業長　竹山　修身

大阪広域水道企業団管理規程第20号

大阪広域水道企業団職員等表彰規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団職員等表彰規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第８条　（略） （副企業長表彰） 第９条　大阪広域水道企業団の職の設置に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第８号）第２条に規定する副企業長（以下「副企業長」という。）は、第４条から第６条までのいずれかに該当する職員等に準ずると認める職員等に対して、表彰を行うことができる。 （副企業長表彰の方法） 第10条　前条の表彰は、副企業長が表彰状を授与して行い、これに企業長が別に定める基準に従い、副賞を付することができる。 （副企業長表彰の時期） 第11条　第９条の表彰は、必要に応じて随時行う。 （細則） 第12条　（略）	第８条　（略） （細則） 第９条　（略）

附　則

この規程は、公布の日から施行する。